

市議第2号議案

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和7年3月27日 提 出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 浅 野 裕 司

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも、各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第 3 号議案

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提 出

提出者	岐阜市議会議員	大 野 一 生
同	同	竹 市 勲
賛成者	岐阜市議会議員	松 原 和 生
同	同	西 垣 信 康
同	同	道 家 康 生
同	同	大 塚 翔 太

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の約9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国におかれては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第 4 号議案

選択的夫婦別姓制度の法制化に慎重な対応を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提 出

提出者	岐阜市議会議員	大 野 一 生
-----	---------	---------

同	同	竹 市 勲
---	---	-------

賛成者	岐阜市議会議員	道 家 康 生
-----	---------	---------

同	同	大 塚 翔 太
---	---	---------

同	同	林 大 貴
---	---	-------

選択的夫婦別姓制度の法制化に慎重な対応を求める意見書

家族は社会の基盤である。家族が同じ姓を名のる夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の維持、子どもの福祉に資するものがあり、地域社会の維持にとって極めて重要である。平成27年、同制度を規定した民法第750条について最高裁判所は「家族の呼称としての意義があるとの理解を示しているものといえる。そして、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから、このように個人の呼称の一部である氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることにも合理性がある」ことから合憲と判断している。

このところ、選択的夫婦別姓制度の法制化をめぐる議論が見られるが、夫婦別姓を法制化すれば、家族の絆や一体感を危うくしてしまうおそれがあるばかりか、親子や兄弟姉妹間で異なる氏・姓を名のることにつながりかねず、子どもの福祉にとっても将来にわたり影響を及ぼすことが懸念されている。選択制だからよいとの意見もあるが、社会の構成要素である家族の呼称としての姓の意義そのものも失われることになりかねない。制度設計についても曖昧な部分がある。特に、子どもの姓については各種調査でも反対意見が多く、十分な議論が尽くされたとは言い難い。

すなわち、選択的夫婦別姓制度は家族観と個人の価値観に深く関わる重要な問題で、国民の間でも意見が分かれている状況であり、結論を出すに至るには、より丁寧な国民的議論と合意形成が必要と考える。

よって、国及び国会におかれては、国民の幅広い意見を十分に聞き慎重に対応するよう求める。

記

1 選択的夫婦別姓制度の法制化に慎重な対応を求める

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛